

2. 行 財 政 改 革

1 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2 千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した地方自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いており、いわば官製ネットショッピングとも言える現在の「ふるさと納税」は、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の 5 割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額 2 千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。

これまで国は、令和元年度税制改正において、返礼品について返礼割合 3 割以下の地場産品に限定し、また、令和 6 年 6 月 28 日付け総務省告示の改正により、仲介サイト事業者によるポイント付与の禁止など、一部の見直しがされたが、本

質的な問題点は解消されていない。

大手E C事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」は制度創設時の趣旨から更につけ離れ、今後、その問題点は一層深刻になる懸念がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。

具体的には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などの見直しを早期に実現すること。

- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都におけるふるさと納税の影響額】

（単位：人、百万円）

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,152,380	112,516	45,002	67,514
令和4年度	1,471,251	144,620	57,332	87,288
令和5年度	1,699,367	167,896	67,834	100,062
令和6年度	1,861,141	189,933	75,851	114,082

（総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」より）

※令和6年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

（注）寄附金控除の申告があった寄附金の集計。

（注）控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

（注）制度創設時（平成21年度）からの累計の控除額は、945,201百万円（うち都民税分は377,966百万円、区市町村民税分は567,235百万円）である。

2 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人一人のライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成 30 年 4 月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があると、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人一人の力を 100 パーセント引き出すことができる仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。 (略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三から第三十二条の五まで… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

3 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

<現状・課題>

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、誰もが安心して働き続けられるよう、子育てと仕事との両立に向けた社会づくりが不可欠である。そのためには、子が生まれた時だけでなく、子の成長に合わせて、誰もがライフ・ワーク・バランスを実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子を育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」をはじめとする課題に直面しており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできたところであるが、職員の多様なニーズに応えるためには、現行法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、働き方の選択肢を拡充し、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、少なくとも小学校就学後も対象となるよう、子の年齢の拡大に向け、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

参 考

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」の制度概要

① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態
 - ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）
 - (ア) 1日3時間55分×5日（週19時間35分）
 - (イ) 1日4時間55分×5日（週24時間35分）
 - (ウ) 1日7時間45分×3日（週23時間15分）
 - (エ) 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）
 - イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

② 「部分休業」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

4 デジタルの力を活用した社会変革に向けた取組

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 行政サービスや企業の事業活動をより正確かつ効率的にするため、精度が高く使い勝手のよいベース・レジストリを整備するとともに、官民挙げて使用を徹底し、「作って、使って、直す」ことで最新情報にメンテナンスし続け、更なる活用につなげる好循環を国主導で実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で進めていくため、行政の垣根を越えた一元的な情報連携を可能にする基盤構築の検討や、円滑にデータを連携するための法的根拠や制度、規格を整備すること。
- (3) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

<現状・課題>

日本は、今後、人口減少による働き手の減少が想定されており、それは公務の担い手も例外ではない。一方で、社会の成熟に伴い、都民のニーズは多様化・複雑化しており、これまでと同様のやり方では、行政に求められるサービスの水準を維持することは困難である。

デジタルには、スピードアップ、スケールアップ、クオリティアップという力があり、デジタルの力を最大限発揮し、行政サービスの在り方に大きなイノベーションを引き起こすことで、都民一人一人のニーズに合ったきめ細かなサービスをタイムリーに届けることが可能となる。

都は、令和5年9月に「東京デジタル2030ビジョン」を公表し、組織ごとや自治体ごとの個別のデジタル化ではなく、新たな発想でオール東京でのデジタルの在り方を提言し、一人一人に最適化されたサービスを行政の垣根を越えてタイムリーに届けるための変革に挑んでいる。

国は、令和6年5月に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律を成立させ、国によるベース・レジストリの整備やデータ品質の確保等を行うこととしているが、管理主体が国・地方自治体等それ

それぞれで分かれていることから、レジストリ整備の取組が量・質ともに不十分なものになっている。

都道府県や区市町村、民間を含め、国内全域でデータ連携による社会変革につなげるためには、ベース・レジストリが使えるモノ・サービスに、レジストリ使用（引用）を徹底し、レジストリを「作って、使って、直す」ことで最新情報にメンテナンスし続け、更なる活用につなげる好循環「レジストリ・ファースト」の創出が必要であり、これは国主導で実現すべきである。

デジタルの力によって国民の利便性を向上させるには、ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で実現していくことが必要である。現在、都では変革の突破口としてこどもDXに取り組んでおり、デジタル庁ではPublic Medical Hub（PMH）を構築・運用し、医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのデジタル化を進めているが、今後、更に医療・健康以外の幅広い分野において、行政の垣根を越えた情報連携基盤の構築や、データ連携のための法的根拠の整備が求められる。

デジタルの力を活用し、社会の利便性や国際競争力を向上するとともに、社会課題の解決や新たな価値の創出を実現していくためには、その担い手となる人材の充実が不可欠である。現状においては質・量ともに不十分であり、社会全体で、デジタル人材の更なる確保・育成に取り組む仕組みづくりが鍵となる。

これらを効果的に推進するため、スキルマップの標準化や人材特有のスキルを可視化する方法を定め、社会全体に普及・浸透を図っていく必要がある。また、関係機関と連携し、リテラシー向上やリスクリングに資する学びの場の確保や教育・研修を充実することで人材全体の底上げや裾野の拡大を図るとともに、豊富な知識や経験を有する高度人材の積極的な登用等に取り組んでいくことが求められる。

< 具体的要求内容 >

- （１）行政サービスや企業の事業活動をより正確かつ効率的にするため、精度が高く使い勝手のよいベース・レジストリを整備するとともに、官民挙げて使用（引用）を徹底し、「作って、使って、直す」ことで最新情報にメンテナンスし続け、更なる活用につなげる好循環（レジストリ・ファースト）を国主導で実現すること。
- （２）ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で進めていくため、医療・健康以外の幅広い分野においても、行政の垣根を越えた一元的な情報連携を可能とする基盤構築の検討や、円滑にデータを連携するための法的根拠や制度、規格を整備すること。
- （３）社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

5 地方自治体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 開発事業者のリソースのひっ迫を解消するとともに、全ての自治体が安心して移行できるよう、一律の移行期限にこだわることなく、各自治体及び開発事業者の状況に応じた十分な移行期間を確保すること。
- (2) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を1年以上確保することを徹底し、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (3) 「移行困難」という呼称が、自治体の責任により生じたかのような否定的な印象を与えていることから、「移行困難システム」の呼称を改め、住民説明等を行う自治体に配慮したものに変更すること。
- (4) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (5) 事業者間の負担軽減を図るために、国は、システム間調整、データ連携に係る具体的方針を示すこと。
- (6) 移行に関する経費については、移行時期を問わず全額国において負担することとし、その旨を早期に明確化すること。
- (7) 標準準拠システムの運用経費については、国として正確な分析と検証を行い、必要な対応を検討すること。その上で、運用経費等の縮減が実現できるよう必要な措置を講じること。
- (8) その他「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

<現状・課題>

全国の自治体が進める基幹業務システムの標準化については喫緊の課題であり、都内区市町村においても、標準準拠システムへの移行の準備を進めている。

国は、制度改正に当たり、「原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書に改定する」こととしているが、このルールが徹底されておらず、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できないケースも見受けられる。また、一律の移行期限が設定されたことにより、開発事業者のリソースがひっ迫し、一部業務システムの標準化対応から撤退を表明する事業者も発生しており、現時点で都が把握しているだけでも、少なくとも都内の半数を超える35自治体の112システムが移行困難となる見込みである。

このような状況において、移行困難システムを抱える自治体では、「移行困難」という呼称が、自治体の責任により生じたかのような否定的な印象を与えていることから、住民説明等の対応に苦慮しているところも多い。また、令和8年度以降の移行経費が補助金の対象となっていないことから、都内では、余裕のないスケジュールで移行に踏み切らざるを得ない自治体や、移行延期に伴い必要となる費用の負担について、自治体と開発事業者の間で交渉が難航する事例が発生している。

さらに、都が実施したヒアリングでは、開発事業者間のシステム間調整やデータ連携等について明確な方針がなく、事業者間の調整に委ねられていることも事業者の過大な負担となっている。

こうした背景から、最近では、大手開発事業者が移行時期の大幅な延期を自治体に提案するケースも発生しており、移行困難システムは今後更に増えることが予想される。

こうした状況に速やかに対処しなければ、今後の更なる事業者の撤退や、移行時の重大事故の発生、住民サービスの停止などが強く懸念されるため、「期限第一」ではなく「安全第一」の標準化への転換が強く求められる。

また、移行経費については、令和6年8月の調査時点で、約212億円不足する見込みであり、補助上限額の早急な見直しが必要である。

一方、運用経費等については、国は「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、「標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」こととしている。標準準拠システムの運用経費等については、ガバメントクラウドの利用料だけではなく、業務ソフトウェアや通信回線の利用料も含まれる。また、制度改正対応等のため、経過措置として、移行前の現行システムも運用せざるを得ないような場合は、このシステムに係る運用経費等も発生する可能性がある。さらに、クラウドサービスの利用について、これまでオンプレミス環境での運用が中心であった区市町村にはノウハウの蓄積がなく、また、クラウド利用料に関して為替変動のリスクを区市町村に負わせるなど、運用経費の合理的な削減も困難な状況にある。

都の調査によれば、約半数の区市町村では現時点で積算自体ができておらず、回答のあった区市町村の8割近くが従前との比較で運用経費の増加を見込むなど、運用経費の増大に対する不安が広がっている。

< 具体的要望内容 >

- (1) 開発事業者のリソースのひっ迫を解消するとともに、全ての自治体が安心して移行できるよう、一律の移行期限にこだわることなく、各自治体及び開発事業者の状況に応じた十分な移行期間を確保すること。
- (2) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を1年以上確保することを徹底し、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (3) 「移行困難」という呼称が、自治体の責任により生じたかのような否定的な印象を与えていることから、「移行困難システム」の呼称を改め、住民説明等を行う自治体に配慮したものに変更すること。
- (4) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (5) 事業者間の負担軽減を図るために、国は、システム間調整、データ連携に係る具体的方針を示すこと。
- (6) 移行に関する経費については、移行時期を問わず全額国において負担することとし、その旨を早期に明確化すること。
- (7) 標準準拠システムの運用経費については、移行前と比較して増加するという都の調査結果等を踏まえ、国として、運用経費の正確な分析と検証を行い、必要な対応を検討すること。その上で、運用経費等の縮減が実現できるよう必要な措置を講じること。
- (8) その他「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

6 国・地方デジタル共通基盤整備及びデータ連携基盤共同利用の効果的推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 国・地方デジタル共通基盤の整備におけるシステム共通化の推進に当たっては、汎用性・拡張性を担保するため、大都市も含めた各地方自治体の意見を反映させること。
- (2) 子供や高齢者に関する行政手続や広域的な災害時対応のため、自治体及び関係機関等で情報を共有し、円滑で広域的な対応が可能となるよう、これらの分野について優先的に国がデジタル共通基盤を構築すること。
- (3) 地方自治体において、事業者等の負担軽減及び利便性の向上、行政職員の業務効率化等が発揮されている業務について、国が標準化を図るなど、全国で横展開できる共通基盤を構築すること。
- (4) 業務の効率化により人的資源を有効活用するため、デジタル社会に適さない経由事務の見直しや基礎的自治体の業務の一部を都道府県や国で集約し効率的に処理する方策を検討すること。
- (5) データ連携基盤の共同利用については、国の方針の更なる具体化とともに、技術的な支援や必要な財政措置などを講じること。

<現状・課題>

国は、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、国及び地方三団体の代表により構成する「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」にて国・地方デジタル共通基盤の整備におけるシステムの共通化に向け、対象候補を決定したところである。共通化の推進に当たっては、業務やシステム

に特殊性を有する大都市も含めた各地方自治体の状況を踏まえ、その意見を反映させることが汎用性・拡張性を担保するために重要である。

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくためには、自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げることが求められる。

具体的には、産まれてから死亡するまでのライフイベントにおいて、子供や高齢者に関する手続きが多数発生するが、自治体及び関係機関等で情報が一気通貫して共有されておらず、手続きが煩雑となっている。また、避難者支援等、行政区分を越えた対応が必要となる防災分野においては、情報を一元化し、広域で活用することが重要である。

また、公務の担い手が減少する中、行政サービスに対する多様化したニーズにきめ細かく対応するためには、業務の効率化を図る必要がある。

具体的には、デジタル化において、業務効率化等の優良事例については、国が標準化を図るほか、行政の抜本的な見直しにより生じた人的資源を有効活用することが重要である。

データ連携基盤の共同利用については、国は令和6年5月「データ連携基盤に関する状況把握及び「共同利用ビジョン」の策定について」に基づき、データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方等を示した。都道府県において、共同利用等を進めるための中長期的なビジョンを今年度中に取りまとめることが求められているが、国による目指すべき全体像、地方自治体への必要な支援策が明示されていない。

< 具体的要望内容 >

- (1) 国・地方デジタル共通基盤の整備におけるシステム共通化の推進に当たっては、大都市も含めた各地方自治体の意見を反映させること。
- (2) 子供や高齢者に関する行政手続や広域的な災害時対応のため、自治体及び関係機関等で情報を共有し、円滑で広域的な対応が可能となるよう、これらの分野について優先的に国がデジタル共通基盤を構築すること。
- (3) 都で導入した社会福祉施設等に対する指導検査業務システムなど、事業者等の負担軽減及び利便性の向上、行政職員の業務効率化等が発揮されている業務について、国で標準化を図るなど、全国で横展開できる共通基盤を構築すること。
- (4) デジタル社会に適さない経由事務の見直しや行政間の情報共有の効率化を図ること。また、基礎的自治体の業務の一部を都道府県や国で集約し効率的に処理する方策を検討すること。
- (5) データ連携基盤の共同利用については、国の方針の更なる具体化とともに、技術的な支援や必要な財政措置などを講じること。